



！愛知県警察からのお知らせ！

自転車の幼児用座席に乗れる者の年齢制限を緩和するため愛知県道路交通法施行細則の一部を改正しました(令和2年11月1日から施行)。

改正後

自転車幼児用座席の年齢制限の上限を「6歳未満の者」から「**小学校就学の始期に達するまで注の者**」に改正

| | | | |
|-----------------------|---|-------|---|
| 保育・就学等 |  保育園・幼稚園 | 3月31日 |  小学校 |
| 年齢 | 年長等 | 6歳誕生日 | 7歳誕生日 |
| 【改正前】 愛知県道路交通法施行細則 | 同乗可能 | × | × |
| 【改正後】 愛知県道路交通法施行細則 | 同乗可能 | | × |

注:学校教育法施行規則第59条(学校の始期及び終期)「小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と規定されていることから、本改正では「3月31日まで」をいいます。

お子様との乗り方一覧

〈幼児二人同乗用自転車以外の自転車〉



〈幼児二人同乗用自転車〉

- 幼児二人を同時に同乗できるように特別に設計されたシティ車で、以下のもの
- ① 幼児2人が同乗できる座席を備えた自転車
 - ② 幼児1人が同乗できる座席を備え、オプションの幼児座席1個を取り付けられる構造の自転車
 - ③ 幼児が同乗できる座席は備えていないが、オプションの幼児座席2個を取り付けられる構造の自転車



※運転者は16歳以上、幼児用座席は小学校就学の始期に達するまでの者、背負いは4歳未満である必要があります。

利用者の方へ

- ① 自転車に乗るときはお子様と一緒にヘルメットを着用しましょう。
- ② 幼児用座席には、製品の安全基準(体重等の使用目安)がありますので使用前に確認してください。
- ③ 安全運転に努めてください。

